

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
レポート 2015
（案）

平成 28 年 ● 月

仕事と生活の調和連携推進・評価部会

仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議

序

2007年12月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下、「憲章」と言います。）と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下、「行動指針」と言います。）が、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定され、以来、官民一体となって、仕事と生活の調和が実現した社会の実現を目指して取組を進めてきたところです。

策定後の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」・「行動指針」に新たな視点や取組を盛り込み、また、政労使トップの交代を機に、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、2010年6月29日、政労使トップによる新たな合意が結ばれました。

本レポートは、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の各主体における取組を定点観測し、今後の展開を含めて紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況の把握をした上で今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示しています。

本レポートが、各主体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組の更なる進展につながるとともに、一人ひとりが新たな働き方、生き方を考え、仕事と生活の調和に対する理解を一層深めていく際の一助となることを期待しています。

仕事と生活の調和連携推進・評価部会
仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議

目 次

第1章 「憲章」・「行動指針」と推進体制	1
第2章 仕事と生活の調和実現に向けた取組	9
第1節 企業や働く者の取組	
(仕事と生活の調和連携推進・評価部会構成員団体等の取組)	
○日本経済団体連合会における取組	10
○日本商工会議所及び各地商工会議所における取組	11
○全国中小企業団体中央会における取組	13
○日本労働組合総連合会における取組	14
○情報産業労働組合連合会(情報労連)における取組	16
○日本化学エネルギー産業労働組合(JEC 連合)における取組	17
○公益財団法人日本生産性本部における取組	18
※中央大学大学院戦略経営研究科ワーク・ライフ・バランス& 多様性推進・研究プロジェクトにおける取組	20
第2節 国の取組	
I 総論	
1. 社会的気運の醸成	23
2. 仕事と家庭の両立支援の促進と両立できる環境の整備	24
3. 働き方に中立的な社会保障制度の在り方の検討	32
4. 中小企業対策など包括的な取組を推進	33
5. 仕事と生活の調和の実現に取り組む企業の支援	34
6. 行政機関における仕事と生活の調和実現に向けた取組	37
7. 自己啓発や能力開発の取組支援	39
8. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	41
9. 仕事と生活の調和に関する調査等の実施	41
II 就労による経済的自立	
1. 勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身に つけた人材を育成するためのキャリア教育・職業教育の実施	42
2. 新卒者・フリーター等の就職支援等	45
3. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就労支援	46
4. 治療等を受ける者の就労支援	46

Ⅲ	健康で豊かな生活のための時間の確保	
1.	健康で豊かな生活のための時間の確保	47
Ⅳ	多様な働き方・生き方の選択	
1.	育児・介護休業、短時間勤務等の多様な働き方の推進	49
2.	女性や高齢者の再就職や就業継続の支援等	52
3.	男性の子育て参加の支援・促進	57
4.	多様な子育て支援の推進など育児・介護の社会的基盤づくり ..	58
5.	職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤の整備	61
第3節	地方公共団体の取組	
	○2015年度地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランス推進施策に 関する調査結果概要.....	63
	○全国知事会における取組	71
第3章	仕事と生活の調和実現の状況.....	73
第1節	数値目標設定指標の動向.....	74
第2節	就労による経済的自立が可能な社会に関する数値目標設定指標の 動向.....	77
第3節	健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に関する数値 目標設定指標の動向.....	84
第4節	多様な働き方・生き方が選択できる社会に関する数値目標設定指標 の動向.....	100
第4章	今後に向けた課題及び当面重点的に取り組むべき事項	141
参考資料		
	○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	162
	○仕事と生活の調和推進のための行動指針	166
	○「仕事と生活の調和連携推進・評価部会報告書～公共調達において ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する 枠組みについて～」	175